

監査結果に係る措置状況報告書

(令和3年2月)

東大阪市監査委員

東大阪監査公表第9号

令和3年2月25日

東大阪市監査委員

柴田敏彦

同

牧直樹

同

松尾武

同

岡修一郎

監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等について

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知等があったので、同法同条同項の規定により次のとおり公表します。

目 次

行 政 管 理 部	1
建 筑 部	4
福 祉 部	12
健 康 部	17
学 校 园	26

監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市長 野 田 義 和

2. 通知を受けた日

令和2年12月18日

3. 監査結果に関する報告

平成30年8月10日監報第2号 監査結果報告書

4. 監査の対象

行政管理部所管事務

職員課

健康診断個人台帳等の保管及び管理について

当課では、職員の健康管理のために健康診断の実施や医薬品の購入を行っている。

ところで、健康診断に係る個人台帳及び診断結果一覧表並びに医薬品（以下「健康診断個人台帳等」という。）の保管及び管理において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

- (1) 健康診断個人台帳等は、鍵のかかる棚及びロッカー（以下「棚等」という。）で保管しているものの、執務室が単独で施錠可能と言う理由から棚等の施錠が行われていない。

執務室が施錠されていても、場合によっては他者の出入りが可能なことから、健康診断個人台帳等について安全性等に十分留意し、適正に保管されたい。

- (2) 医薬品を管理するための受払簿を作成しておらず、業務日誌中に医薬品の使用状況を記載することで受払簿に代えている。

医薬品を適正に管理するため、消耗品等と同様に受払簿を作成されたい。

措置内容

一部措置済

(1) ご指摘を受けて、まずは、健康管理室内で保管している健康診断個人台帳等の整理・洗い出しを行い、長期保存が必要な文書及び使用頻度の低い文書については、集中書庫への引継ぎを実施しました。

その他の健康診断個人台帳等を保管している棚9台について、棚本体の破損又は鍵の紛失等の状況を調査したところ、2台は施錠可能であることが判明したため、直ちに退室時施錠する運用としました。残り7台については、現在合鍵の納品待ちの状態です。納品後、直ちに退室時施錠する運用とし、適正に保管するよう努めます。

(2) 医薬品受払簿につきましては、平成30年8月より運用を開始しました。また、令和2年度より、医薬品を保管している棚3台についても、退室時に施錠する運用とし、より適正な医薬品の管理に努めております。

人事課

職員倫理条例等に規定する手続きについて

平成 15 年 10 月に施行された職員倫理条例及び同施行規則（以下「条例等」という。）において、職員が事業者等から 1 件 5,000 円以上の贈与等や報酬の支払を受けたときは贈与等報告書を任命権者に提出すること、利害関係者等との会合等で飲食を行う場合や利害関係者等の依頼に応じて報酬の支払を受けて講演等を行う場合には、倫理監督者の許可又は承認を得なければならないことなどが規定されている。

ところで、職員による不祥事が続発したことから、平成 29 年 7 月 7 日付けの市長通達において条例等の概要が改めて周知されたものの、条例等の施行以降、同通達が発出されるまで定期的な周知は行われていない状況にあった。

倫理監督者は、課長、室長、部長、局長、副市長等が担うこととなっているが、その責務について更なる周知に努めるとともに、新たに倫理監督者となった者に対して十分な周知に努められたい。

措置内容

措置済
新たに倫理監督者となった者に対して、新任課長職を対象とした研修時に倫理条例の趣旨についての周知を行っています（令和 2 年 2 月実施の人権学習講座から実施中）。また、令和元年度から全庁的に周知を行っており、今後も定期的な周知を行ってまいります。

監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市長 野 田 義 和

2. 通知を受けた日

令和2年12月18日

3. 監査結果に関する報告

平成30年8月10日監報第4号 監査結果報告書

4. 監査の対象

建築部所管事務

住宅政策室総務管理課

1 市営住宅使用料（家賃）の収入未済金について

当室が所管する市営住宅使用料（家賃）に係る平成 29 年度収入未済金は、21,100,217 円となっている。

滞納者に対しては指定管理者と連携し、自主的な退去指導も含め文書催告や納付指導を実施しているが、負担の公平性を図るため、よりきめ細かな納付指導を進める等なお一層の回収努力をされたい。

措置内容

改善中

市営住宅使用料の収入未済金につきましては、滞納者宅の訪問や呼び出しての面談等で納付指導を実施しております。指導方法といたしましては誓約書による分割納付などで、早期回収に努めております。それでも返済が困難な入居者については自主退去を求めています。

生活保護受給世帯につきましては、住宅扶助費が満額支給されている世帯に、平成 24 年度より代理納付を積極的に導入しております。

また、平成 27 年度より納付機会の拡大を図るため、コンビニでの収納と口座振替による収納にも対応し、収入未済金が増えないようにした結果、令和元年度の収納率は 99.98% まで上昇いたしました。

その他の滞納者につきましては、退去後に所在不明等で連絡がとれないことや、退去後の所在地を把握できていても、支払能力がないことから回収には至っておりません。これらの内、東大阪市債権の管理に関する条例の規定に該当する者につきましては、関係部局と協議の上、平成 30 年度に一部不納欠損処理を行いました。

また、入居中の悪質な滞納者につきましては、平成 25 年度に 1 件の明渡訴訟を実施いたしました。

なお、平成 30 年 12 月 1 日より、家賃等滞納整理事務処理要綱を改正しました。督促を行う基準を「滞納額 6 月以上」から「滞納額 3 月以上」に、明渡請求予告書を送付できる基準を「滞納額 12 月以上又は 20 万円以上」から「滞納額 6 月以上又は 10 万円以上」に改め、基準を厳格にして滞納整理事務の更なる向上を図っております。

今後もきめ細やかな納付指導を進めながら未収金の回収に努め、応じない場合は明渡訴訟を実施してまいります。

2 市営住宅に入居する高額所得者について

市営住宅条例（以下「条例」という。）第31条では、高額所得者に対し、期限を定めて明渡しを請求することができる」と規定されている。これは本来、公営住宅が入居対象とする住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、より多くの入居の機会を与えるために設けられたものである。

高額所得者の認定基準は、公営住宅に引き続き5年以上入居している者で、最近2年間引き続き収入月額が313,000円を超える高額の収入のある者とされており、平成30年5月31日現在、高額所得者は9人となっている。

平成25年度の定期監査でも指摘しているが、条例第31条に基づき明渡し請求を検討された。

措置内容

改善中

市営住宅に入居する高額所得者につきましては、高額所得者認定通知書により市営住宅を明け渡さなければならないことを通知しておりますが、明渡し請求には至っておりません。

自主的な退去を促すために、大阪府住宅供給公社やUR賃貸住宅等の公的住宅の資料を高額所得者に対して送付し住宅斡旋に努めています。

さらに、高額所得者に対して個別に面談を実施し、①近い将来収入が著しく減少することが予想されるかどうか。②病気等の事由で退去できない状況か。③近い将来住宅から退去することが予想されるか。の3点について確認を行っており、この面談を通じまず自主的な退去の実現に向け明渡しの指導を行っています。

3 契約事務について

契約事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

- (1) 予定価格の公表については、財務部が作成した契約事務の手引きにおいて、公表する場合は事後公表が一般的であるが、事後公表では十分に透明性を確保できない場合などについては、事前公表とすることができるとされている。

ところで、当室では、入札に際して予定価格を事前に公表しているものの、起案に事前公表とする理由を記載していないものが見受けられた。

事前公表とする場合には、その必要性を十分明らかにしたうえで起案決裁を行われたい。

- (2) 契約締結起案に随意契約理由の適用条項が明記されていないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (3) 契約書に、暴力団の排除に関する条項が規定されていないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

措置内容

措置済

- (1)・・・令和2年4月1日付でマニュアル（建築部が執行する業務委託の入札事務手続きに関する取り扱い）を作成し、予定価格を事前公表する理由を起案書の摘要欄に記載しています。
- (2)・・・随意契約を行う場合は、随意契約理由の適用条項を明記し、適切に事務処理を行っております。
- (3)・・・契約書に暴力団排除に関する条項を規定し、適切に事務処理を行っております。

住宅改良室

1 市営住宅使用料（家賃）の収入未済金について

当室が所管する市営住宅使用料（家賃）に係る平成 29 年度収入未済金は、208,507,830 円となっている。

滞納者に対しては、指定管理者と連携しながら督促状の発送、電話による督促及び個別訪問による納付指導を行い、更に明渡し請求訴訟などの法的措置を執っているものの、滞納額は依然高額となっている。

居住者の公平性の観点からも滞納家賃の早期回収を図るとともに、新たな未納額発生への抑制になお一層努力されたい。

措置内容

改善中

当室が所管する市営住宅使用料（家賃）に係る令和元年度収入未済金は、151,020,161 円となっています。

市営住宅使用料（家賃）については、コンビニや郵便局での収納及び口座振替を実施し、生活保護受給者については住宅使用料と共益費の代理納付を実施して、新たな滞納の発生を抑えています。

又、住宅改良室と指定管理者が連携しながら、年 4 回市営住宅使用料の滞納者に対して、各戸別訪問及び面談を実施し、納付催告や納付相談を行っています。

長期滞納者や分納誓約不履行者に対しては、市職員が滞納者宅へ訪問し直接納付指導を行っておりますが、悪質な滞納者には住宅の自主退去を求め、求めに応じない者に対して、住宅の明渡し請求訴訟の提起や給与の差押えなどを行っています。

一方、新たに家賃滞納者を発生させないための取組みとして、現年度の家賃納付が遅れた者に対して、電話や家庭訪問により連絡を取り、遅れた理由を確認して、納付相談や指導を実施しています。

今後もより一層納付指導に努め、滞納使用料の早期回収に向けて努力してまいります。

2 市営住宅に入居する高額所得者について

市営住宅条例（以下「条例」という。）第 31 条では、高額所得者に対し、期限を定めて明渡しを請求することができる」と規定されている。これは本来、公営住宅が入居対象とする住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、より多くの入居の機会を与えるために設けられたものである。

高額所得者の認定基準は、公営住宅に引き続き 5 年以上入居している者で、最近 2 年間引き続き収入月額が 313,000 円を超える高額の収入のある者とされており、平成 30 年 5 月 31 日現在、高額所得者は 19 人となっている。

条例第 31 条に基づき明渡し請求を検討されたい。

措置内容

改善中

市営住宅に入居する高額所得者の取り扱いにつきましては、高額所得者に対し、高額所得者認定通知書により、市営住宅を明け渡さなければならないことを通知しておりますが、明渡し請求には至っておりません。

当室及び指定管理者の事務所に他の公的賃貸住宅などへのパンフレットを設置し、高額所得者に斡旋及び相談等を行い、自主的な退去を促すよう指導いたしております。

3 契約事務について

委託契約事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

- (1) 入札に係る予定価格の公表については、財務部が作成した契約事務の手引きにおいて、公表する場合は事後公表が一般的であるが、事後公表では十分に透明性を確保できない場合などについては、事前公表とすることができるとされている。

ところで、当室では、入札に際して予定価格を事前に公表しているものの、起案に事前公表とする理由を記載していないものが見受けられた。

事前公表とする場合には、その必要性を十分明らかにしたうえで起案決裁を行われたい。

- (2) 契約書に、暴力団の排除に関する条項が規定されていないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (3) 契約締結起案の決裁区分は、事務専決規程で規定されているが、室長決裁である契約にもかかわらず、部長決裁となっているものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

措置内容

措置済
<ol style="list-style-type: none">(1) 令和2年4月1日付で委託業務マニュアル(建築部が執行する業務委託の入札事務手続きに関する取扱い)を作成しており、その中で予定価格を事前公表とする理由を起案に記載し、その必要性を十分明らかにした上で、起案決裁を行っております。(2) 契約書に暴力団排除に関する条項を規定し、適切に事務処理を行っております。(3) 当該業務にかかる契約事務につきましては、ご指摘を踏まえ適正な事務処理を行っております。

建築営繕室

予定価格の公表について

予定価格の公表については、財務部が作成した契約事務の手引きにおいて、公表する場合は事後公表が一般的であるが、事後公表では十分に透明性を確保できない場合などについては、事前公表とすることができるとされている。

ところで、当室では、入札に際して予定価格を事前に公表しているものの、起案に事前公表とする理由を記載していないものが見受けられた。

事前公表とする場合には、その必要性を十分明らかにしたうえで起案決裁を行われたい。

措置内容

措置済
予定価格を事前公表する場合起案に事前公表とする理由を記載する件につきましては、適切に対応しました。

監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市長 野 田 義 和

2. 通知を受けた日

令和2年12月18日

3. 監査結果に関する報告

平成31年2月12日監報第9号 監査結果報告書

4. 監査の対象

福祉部所管事務

福祉企画課【現：地域福祉課】

1 自動車運行業務委託契約について

当課では、社会福祉法人東大阪市社会福祉協議会と自動車運行業務委託契約を締結している。平成 30 年度の契約金額は 8,918,468 円で、内訳として、自動車運行業務 8,143,640 円、事務費 114,200 円、消費税及び地方消費税 660,628 円となっている。

ところで、当該委託業務の大部分を占める自動車運行業務が再委託されている。

契約の趣旨を踏まえ、適正な業務の執行をされたい。

措置内容

改善中

当該事業につきましては、より公益性の高い事業となるよう見直しを行い、令和 3 年度から協議会への補助事業とする方向で検討を進めております。

2 公有財産の貸付事務について

当課では、所管する土地を駐車場として整備、運営させるため業者に貸付けている。

ところで、当該貸付事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 行政財産貸付申請書が提出されていないもの。
- (2) 貸付契約保証金を免除しているが、適用条項が誤っているもの。

措置内容

改善中
(1) 現在の契約期間は令和5年4月までであり、ご指摘を踏まえ、次回契約時以降、適正な事務処理を行ってまいります。
(2) 現在の契約期間は令和5年4月までであり、ご指摘を踏まえ、次回契約時以降、適正な事務処理を行ってまいります。

障害施策推進課

公有財産の貸付事務について

当課では、障害福祉施設及び業者と公有財産の賃貸借契約を締結している。

ところで、当該賃貸借契約において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

- (1) 契約書に暴力団の排除に関する条項が規定されていないものが見受けられた。
適正な事務処理をされたい。
- (2) 契約書に記載の土地の貸付面積と土地台帳に記載の面積が相違しているものが見受けられた。
適正な事務処理をされたい。
- (3) 土地への電柱設置について、土地賃貸借契約を業者と締結している。
ところで、契約書に自動更新条項が規定されており、自動更新を行っている。
電柱は借地借家法の適用を受けないことから、自動更新条項の規定がない新たな契約を締結されたい。

措置内容

措置済
<p>(1) の指摘事項につきましては、令和2年度の契約更新時に暴力団排除の条項を追加し、適正な事務処理を行いました。</p> <p>(2) の指摘事項につきましては、令和元年9月より、土地台帳上の数値の確認を行い、記載誤りを訂正し、適正に事務処理を行っております。</p> <p>(3) の指摘事項につきましては、平成31年4月より、期限を定めた形での賃貸借契約を締結し、適正に事務処理を行っております。</p>

介護保険料課

介護保険料の収入未済及び不納欠損について

介護保険料の滞納繰越分は、平成 30 年 10 月 31 日現在、調定額 372,967,882 円に対し、収納済額 23,148,987 円で、収納率は 6.21%と前回の監査指摘時より低下している。また、平成 29 年度末の不納欠損額は、141,877,549 円となっており、依然として高額である。

介護保険料の未納は、給付制限等、未納者本人の不利益にもつながるものであり、公平性の観点からも収納率の向上にむけて滞納処分の実施等、収入未済金の早期回収に努められたい。

措置内容

改善中

介護保険料の滞納繰越分は、令和元年度決算において、調定額 362,155,302 円に対し、収入額は 38,913,653 円、収納率は 10.75%となり、収入額、収納率ともに前年度より増加しています。また、不納欠損額は 132,354,944 円となり、前年度より減少しています。

低所得等で納付が困難と認められる者に対しては、減免や分割納付についての相談に丁寧に応じる一方、支払い能力があるにも関わらず滞納を続けている者に対しては、これまでの取り組みに加え電話での奨励を行い、より丁寧に制度説明を行うことで納付に対する理解を深め、不納欠損額の減額、収入未済金の早期回収に努めてまいります。また、滞納処分の実施につきましても、専門知識と十分な経験のある職員による体制が必要なため、令和 2 年度より納税課で実施している研修に参加し専門知識の習得に努めております。令和 2 年 10 月には差押を実施しており、引き続き未収金の回収に努めてまいります。

監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市長 野 田 義 和

2. 通知を受けた日

令和2年12月18日

3. 監査結果に関する報告

平成31年3月25日監報第12号 監査結果報告書

4. 監査の対象

健康部所管事務

地域健康企画課

1 契約事務について

- (1) 予定価格及び最低制限価格の公表については、財務部が作成した契約事務の手引きにおいて、公表する場合は事後公表が一般的であるが、事後公表では十分に透明性を確保できない場合などについては、事前公表とすることができるとされている。

ところで、当課では、入札に際して予定価格及び最低制限価格を事前に公表しているものの、起案に事前公表とする理由や積算根拠を記載していないものが見受けられた。

事前公表とする場合には、その必要性を十分明らかにしたうえで起案決裁を行われたい。

- (2) 財務規則第 108 条において、地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第 167 条の 2 の規定により随意契約によろうとする場合は、予定価格が 50,000 円以下であるときや、契約の相手方が 1 人の者に特定されるとき等の例外を除いては、2 人以上の者から見積書を提出させなければならないと規定されているが、これら例外規定に該当しないにもかかわらず、1 人の者からの見積書により契約を締結しているものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (3) 施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を行っているが、契約締結起案に、競争入札を実施できない具体的な理由が記載されていないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (4) 契約書に暴力団の排除に関する条項が規定されていないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (5) 契約書に再委託の禁止に関する条項が規定されていないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (6) 契約書に業務開始後、速やかに労働関係法令の遵守に関する報告書を提出するよう規定されているが、提出されていないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (7) 委託契約金額が 500 万円を超えているにもかかわらず、施行起案において調度課の合議がないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

措置内容

措置済

- (1) 令和2年度に実施した同様業務の委託契約における入札につきまして、最低制限価格を公表せずに実施するよう事務手続きを改めております。また、最低制限価格の積算についても入札実施起案に記載し、適切に事務処理を行いました。
- (2) 予定価格が5万円を上回り、契約の相手方が1人の者に特定されない随意契約を締結するときは、複数の者から見積書入手したうえで契約相手先を決定しました。
- (3) 競争入札を実施せず随意契約を行う場合には、契約締結起案に競争入札を実施できない具体的な理由を記載しました。
- (4) 暴力団の排除に関する条項に記載した契約を締結しました。
- (5) 再委託の禁止に関する条項に記載した契約を締結しました。
- (6) 労働関係法令の遵守に関する報告書の提出を求める契約においては契約締結時に本報告書を徴収しました。
- (7) 令和2年度に実施した契約予定金額が500万円を上回る案件について、指名競争入札実施起案に契約課の合議を行い、適切に事務処理を行いました。

2 長瀬診療所及び荒本平和診療所に対する診療所運営資金貸付金について

長瀬診療所及び荒本平和診療所に対する診療所運営資金貸付金(以下「貸付金」という。)は、平成30年12月末現在で897,950,000円が未償還となっている。

ところで、当該貸付金については、平成8年度以降返済がなされていない。

債権の適正な管理を行うとともに、両診療所の経営改善に向けた指導に取り組み、貸付金の早期回収に努められたい。

措置内容

改善中

長瀬診療所運営委員会に対して経営改善に向けた働きかけを行ってまいりましたが、経営状況は改善せず、令和2年3月末日をもって長瀬診療所は閉院し、長瀬診療所運営委員会も解散しました。長瀬診療所への貸付金は、精算後の残余財産をもってその一部が償還されましたが、不足分については令和2年第3回定例会において債権放棄することが決定されました。

荒本平和診療所運営委員会に対しては引き続き未償還金に対する督促状を渡すとともに診療所の経営状況を把握し、経営改善に向けた働きかけを行ってまいります。早期の経営改善を果たし、貸付金を回収できるよう努めてまいります。

環境業務課

契約事務について

契約事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 契約書に暴力団の排除に関する条項が規定されていないもの。
- (2) 契約書に再委託の禁止に関する条項が規定されていないもの。
- (3) 事務専決規程の別表第 1 財務事項において、300 万円以内の不動産の借入れの場合は、
決裁区分が部長等と規定されているにもかかわらず、課長までの決裁となっているもの。

措置内容

一部措置済
<p>3 点の指摘のうち、(1) 及び(2) につきましては、適切に契約を締結いたしました。</p> <p>(3) 令和 3 年度に予定されている同賃借契約の締結時には、適正な決裁権者による決裁が行われるよう適正な事務処理を行ってまいります。</p>

健康づくり課

健康づくり医療団体補助金交付事務について

当課では、市民の健康管理、健康の保持増進、疾病予防など、市民がより良質な医療を受けられることができるように、補助金等交付規則（以下「規則」という。）に加え、健康づくり医療団体補助金交付要綱（以下「要綱」という。）を制定し、地域の医療技術の向上に寄与する団体に対し、補助金を交付している。

ところで、当該補助金交付事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

補助金の交付申請や実績報告に際し、規則及び要綱に規定する審査等を十分に行われたい。

- (1) 交付申請書に添付された事業計画書の記載が具体的でなく、要綱に規定する補助対象事業に該当しているか判断できないもの。
- (2) 事業計画書及び実績報告書に記載の事業内容等と歳入歳出予算・決算書抄本の記載が整合しているか判断できないもの。
- (3) 補助事業として実施された講演会やイベント等の内容や参加者数など、事業実績の詳細が報告されていないもの。

措置内容

一部措置済

ご指摘を受けまして、平成 30 年度医療団体補助金実績報告書の提出時より、実施事業にかかる経費及び実施事業内容がわかるものを添付してもらい、事業内容の確認をしております。

ご指摘内容（1）につきましては、事業計画書の事業内容が、どの補助対象事業として実施予定であるか記載するよう徹底し、確認するよう改善いたしました。ご指摘内容（2）及び（3）につきましては、実績報告額について領収書等で決算書抄本との確認を行い、またイベント内容がわかるものや参加者数についても報告を求めるなど、事業の詳細を確認するよう努めておりますが、一部判断するには不十分な箇所がありますので、指導を行い改善に努めているところです。

斎場管理課

1 契約事務について

- (1) 予定価格の公表については、財務部が作成した契約事務の手引きにおいて、公表する場合は事後公表が一般的であるが、事後公表では十分に透明性を確保できない場合などについては、事前公表とすることができるとされている。

ところで、当課では、入札に際して予定価格を事前に公表しているものの、起案に事前公表とする理由や積算根拠を記載していないものが見受けられた。

事前公表とする場合には、その必要性を十分明らかにしたうえで起案決裁を行われたい。

- (2) 契約締結起案に随意契約に係る地方自治法施行令の条項が記載されていないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (3) 契約書に暴力団の排除に関する条項が規定されていないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (4) 契約書に再委託の禁止に関する条項が規定されていないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (5) 契約書に記載の契約保証金免除条項が誤っているものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

措置内容

措置済
(1) 令和2年度に入ってからでは予定価格を事前公表せず、事後公表にして実施するように事務手続きを改めております。
(2) 随意契約を行う場合は、契約締結起案に随意契約に係る地方自治法施行令の条項を記載しました。
(3) 暴力団の排除に関する条項が規定された契約を締結しました。
(4) 再委託の禁止に関する条項が規定された契約を締結しました。
(5) 正しい契約保証金免除条項が記載された契約を締結しました。

2 公有財産台帳の整備について

財務規則第 140 条において、各部等の長は、公有財産台帳（以下「台帳」という。）を調整し、その実態を明らかにしておかなければならないと規定されている。

ところで、当課に備え付けられている台帳について、現在所管していない建物を記載しているものが見受けられた。

実態を把握し、正確な台帳を整備されたい。

措置内容

措置済
令和元年 1 2 月に管財室（現・資産経営課）と連携し、台帳の更新を行いました。

3 荒本斎場の利用促進について

荒本斎場は、昭和 56 年の建設当初より、荒本斎場管理委員会に運営を委託し、平成 18 年度以降は指定管理者として同委員会による管理が行われている。

ところで、荒本斎場の火葬件数は、平成 27 年度 32 件、平成 28 年度 23 件、平成 29 年度 18 件と他の市営 6 斎場と比較して相当低い利用状況となっている。

費用対効果の観点から、更なる利用促進について検討されたい。

措置内容

措置済
平成 31 年 2 月に斎場予約システムの改良を行い、荒本斎場の周知に努める等の取り組みを行った結果、令和元年度は 43 件、令和 2 年度も 11 月 30 日時点で 108 件と、荒本斎場の火葬件数は増加しました。

監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市教育長 土 屋 宝 土

2. 通知を受けた日

令和2年12月18日

3. 監査結果に関する報告

平成31年3月25日監報第13号 監査結果報告書

4. 監査の対象

学校園所管事務

郵便切手の管理について（施設整備課所管）【現：施設整備室】

学校園で管理する郵便切手において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な管理をされたい。

- (1) 平成 29 年度末の郵便切手料金集計表及び平成 30 年度郵便切手発送簿等（以下、あわせて「帳簿」という。）を実地調査時点の切手現物と照合したところ、現物の残高と帳簿に差異が見られるもの。 (英田北小学校)
- (2) 郵便切手発送簿に受入数及び残高の記載がないもの。 (英田北小学校)

措置内容

措置済
(1) 郵便切手発送簿の記入については、切手現物と発送簿が一致するように徹底しています。
(2) 令和 2 年度より切手受入数及び残高の記入を徹底しています。